

世田谷区街づくり条例 代田地区地区街づくり計画
整備項目表（チェックシート）

代田地区で建築行為等を行う際の整備内容と必要な記載事項を一覧にまとめました。
パンフレットと合わせて確認し、届出書に添付する図面を作成する際に対応の確認をお願いします。
本チェックシートの提出は不要です。

各整備内容の措置が講じられている
場合に、空欄に○を記入してください。
☆は遵守基準です。

整備項目		整備内容	記載内容	チェック			備考
				1500㎡以上	1500㎡未満 一戸建以外	一戸建	
建築物の規模・用途に係る事項	座れる場の整備	歩行者等が座れる場を設ける。 〔環境空地を設置する場合〕環境空地内 〔環境空地を要しない場合〕計画敷地内の道路付近	環境空地の範囲、座れる場の位置・種別（ベンチ等）を配置図又は外構図に記載。	☆1			☆1：住環境整備条例による環境空地を設置する場合は必須。
	一時停車空間の設置	宅配便等の一時停車空間（幅2.5m×奥行6.0m程度）を敷地内に設ける。	一時停車空間の位置と寸法（幅2.5m×奥行6.0m程度）を配置図又は外構図に寸法記載。	☆2			☆2：住環境整備条例による自動車のための駐車施設を設置する場合は必須。
	駐輪場の設置	駐輪場を敷地内に設置する。 〔共同住宅等〕計画住戸数（寄宿舍は寝室数）以上 〔非住宅用途〕必要台数分	駐輪場の位置・台数、計画住戸数（寝室数）を配置図又は外構図、平面図に記載。				一戸建は対象外。
	ごみ置き場の設置	ごみ置き場（集積所）を清掃事務所と協議のうえ敷地内に設置する。 管理者連絡先を道路から視認できる箇所に掲出する。	ごみ置き場の位置、管理者連絡先の掲出位置を配置図又は外構図、平面図に記載。 清掃事務所との協議済書写を添付。	☆3	☆3		☆3：清掃事務所協議、ごみ置き場を設置する場合の管理者連絡先の掲出は必須。 3戸以下の共同住宅等は対象外。
整備項目		整備内容	記載内容	チェック			備考
				全ての建物			
建築物の立地に係る事項	狭あい道路の整備	〔狭あい道路に面する敷地の場合〕 後退部分・隅切部分を道路状に整備する。 後退部分・隅切部分に工作物を築造する。	後退部分・隅切部分の範囲、後退距離（中心線からの寸法）を配置図又は外構図に記載。 道路状整備を行い、通行に支障となるもの（プランター・自動車・バイク・自転車等）を置かないことを明記。 狭あい道路の協議状況がわかる書類の写を添付。				☆
	すれ違い空間の確保	〔環状七号線に面する敷地の場合〕 環状七号線に面して、歩行者等がすれ違いやすい沿道整備・空間を確保する。	沿道の確保空間の位置・幅員を配置図又は外構図に記載。				
全ての建築物に係る事項	沿道の夜間照度の確保	過度な照明を抑制しつつ、門灯・玄関灯・庭園灯・窓からの明かり等を感じられる外構整備の工夫をする。	門灯・玄関灯・庭園灯等の明かりの箇所を配置図又は外構図、立面図に記載。 （住居専用地域の場合）住宅地に即した照度とする旨記載。				
	生活環境への配慮（設備）	室外機・給湯器・換気設備等の排気口の設置は、隣接敷地への騒音・排気方向に配慮する。	予定している室外機・給湯器・排気口の位置と排気方向を図面上に記載。				
	生活環境への配慮（プライバシー）	隣地に面する窓・廊下等を設ける場合、互いのプライバシー保護に配慮する。	隣地への配慮の考え方を図面上に記載。				
	生活環境への配慮（外壁後退）	隣地境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を50cm以上確保する。	隣地境界線から外壁又は柱の外側までの有効寸法を配置図又は外構図に記載。				
全ての建築物に係る事項	垣又はさくの構造の制限	道路・公園・緑道・身近な広場に面して垣又はさくを設ける場合、生垣又はフェンス等とする。（60cm以下の部分は除く。）	垣・さくの位置・構造（生垣／フェンス等の別）、緑化箇所、高さを配置図又は外構図に記載。				☆
		フェンス等の場合は緑化を行う。					
	緑化の促進（既存樹木保全・創出）	既存樹木の保全、緑化の創出を行う。	既存樹木の位置・保全範囲、新規緑化箇所を配置図又は外構図に記載。				
	緑化の促進（配置）	緑化は道路・公園・緑道・身近な広場など視認性の高い場所に優先して行う。	緑化の配置位置（視認性の高い場所優先）を配置図又は外構図に記載。				
	雨水・浸水対策（貯留浸透）	建築物の敷地内に雨水貯留浸透施設を設ける。 （浸透トレンチ、浸透桮、雨水タンク、雨庭、植栽面・土面の確保など）	雨水貯留浸透施設の位置・種別・容量等の箇所を配置図又は外構図に記載。				☆
	雨水・浸水対策（浸水予防）	〔浸水予想区域及びその周辺〕 止水板の設置や床面を道路面より高くする等の浸水予防対策を行う。	浸水予想区域内の確認状況を位置図又は配置図に記載。 止水板を設置する場合は位置、床高を配置図又は外構図、断面図、立面図等に寸法記載。				